



発行 / 西東京市  
編集 / 企画部広報広聴課  
〒188-8666  
東京都西東京市南町5-6-13

市役所代表電話 / **0424-64-1311**  
ホームページアドレス <http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp/>  
(携帯電話) <http://mobile.city.nishitokyo.tokyo.jp/>  
(Lモード) Lメニューから検索できます。

# 西東京

## 市の人口と世帯数

(平成16年6月1日現在)

		前月比
人口	男	92,439人 (1,120人) 100増 (2減)
	女	94,101人 (1,576人) 57増 (11減)
	合計	186,540人 (2,696人) 157増 (13減)
世帯数		83,283世帯 (1,422世帯) 110増 (11減)

カッコ内は外国人登録人口(再掲)

## 今号の主な内容

### 3面 バリアフリーマップ作成にご参加を



バリアフリーマップに掲載する店舗および調査・編集を行うボランティアを募集します。ぜひ、積極的にご参加ください。

### 4面 保養所などを紹介します



西東京市菅平少年自然の家

姉妹都市・4市行政連絡協議会などの各保養所を紹介いたします。心身のリフレッシュ・親子のふれあいなどにご利用ください。

### 6面 基本健康診査の申し込みが始まります



今号市報折込の「基本健康診査のご案内」の専用はがきで7月9日(金)消印有効までにお申し込みください。

### 8面 児童館キャンプ参加者募集!



8月5日(木)~7日(土)に山梨県で行うキャンプの参加者とスタッフを募集します。大自然と友達になろう!

市が行っている事務事業では、個人に関するさまざまな情報を取り扱っています。個人情報保護制度は、市が保有する個人に関する

### 個人情報保護制度

西東京市の個人情報保護条例は、次の目的で実施されています。  
○公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにする。  
○市が市政に関し市民に説明する責務をまっとうする。  
○市民の皆さんの市政への参加を容易にし、市政に対する市民の信頼を深める。

情報公開制度は、市政情報を市民の皆さんの求めに応じて公開する制度です。公文書の開示請求がされたとき、個人に関する情報などの例外を除いて、市は、保有する公文書をそのままの形で公開しています。

### 情報公開制度

西東京市の情報公開制度・個人情報保護制度の概要をお知らせし、昨年度の実施状況を報告します。  
文書課(田無庁舎内線1225・1227)

# 情報公開・個人情報保護制度の運用状況

今後とも、この両制度が皆さんに広く利用され、適正に運用されるよう一層努力します。

情報について、適正に管理し、利用するための方法等を定め、市民のプライバシーの権利を守ります。

西東京市の個人情報保護条例は、次のような請求権を保障しています。  
○自分の情報を知るための「開示の請求」  
○自分に関する誤った情報を訂正するための「訂正の請求」  
○自分に関する不要な情報を削除するための「削除の請求」  
○自分に関する情報の不当な利用や提供をやめさせるための「利用等の中止の請求」  
これらにより、個人に関する情報の適切な運用管理を保障します。



田無庁舎1階の情報公開コーナー

## 情報公開コーナーをご利用ください

情報公開コーナーは、田無庁舎と保谷庁舎の1階にあり、市の資料は両コーナーに置いています。また、中央図書館には、地域行政資料室がありますので、併せてご利用ください。

調べたい行政資料の相談にも対応しますので、お問い合わせください。

利用時間 月曜日~金曜日の午前8時30分~午後5時

資料のコピーは1枚(B5~A3判・黒単色)10円です。

情報公開コーナー 田無庁舎1階(☎内線1235)

保谷庁舎1階(☎内線2113)

## 平成15年度 実施状況

公文書公開請求等件数		59件	個人情報の開示請求件数		633件
内 訳	全部開示決定件数	29件	内 訳	介護保険認定に関するもの	623件
	一部開示決定件数	20件		その他の福祉に関するもの	8件
	不開示決定件数	3件		保険年金課の事務に関するもの	1件
	存否応答拒否件数	1件		職員課の事務に関するもの	1件
	その他(取り下げ・情報提供)	6件			
不服申立件数		2件	不服申立件数		0件

## 簡単に公開請求ができます

### 情報公開制度のあらまし

#### 公開の対象となる文書

市が保有している文書で、次の要件に当てはまる必要があります。文書・図面、写真、フィルム・電磁的記録(電子的方式磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識できない方法で作られた記録をいう)であること。職員が組織的に用いるものとして現に市が保有しているもの

#### 公開の対象となる文書公開を求めることができる人

どなたでも公開を請求することはできます。ただし、不開示などの決定に不服を申し立てることができるのは、次の方に限られます。市内在住、在勤(在学)の方 市内に事務所・事業所のある個人・法人・その他の団体 市の事務事業に利害関係のある方

#### 開示請求の方法

情報公開コーナーにある請求書または任意の用紙に、氏名・住所・電話番号・請求する公文書の内容・請求の理由・請求者の区分・開示の方法を記載し、提出してください。市のホームページからも請求書のダウンロードができます。

#### 開示・不開示の決定

請求があった日の翌日から14日以内(30日を限度に延長する場合があります)に、開示するかどうかを決定し、書面でお知らせします。なお、市が、例外的に不開示と決定できるのは、個人情報、法人などの活動利益を害することが明らかな情報、市政の公正または適正な執行を妨げるおそれのある情報、法令により公開することができないとされている情報などです。特に、個人情報は、不開示とし、最大限に保護しています。

#### 救済の手続き

不開示の決定に納得がいけないときは、その決定を知った日の翌日から60日以内に不服申立てをすることができます。この不服申立ては、西東京市情報公開審査会に諮問されます。市では審査会の答申を尊重して、開示か不開示かを再度決定します。